

情報通信産業 支援制度

	制度名	主な補助要件	通信回線使用料	不動産賃借料	研修費	雇用助成		その他
						正社員	非正社員	
岩 国 市	岩国市IT・コンテンツ産業等オフィス誘致推進補助金	・新規雇用 3人以上 (市内在住の者で、操業開始後の雇用期間が1年以上)	-	-	-	30万円/人		オフィス開設経費 1/2以内 (上限合計500万円以内) ※補助対象経費：改修費、備品購入費、通信回線設置工事、不動産仲介手数料等
柳 井 市	IT・サテライトオフィス誘致推進補助金	・市外事業者が、市内に新しく事業所を開設 ・法人活動実績3年以上 ・新規雇用 5人以上	1/2以内 (上限 合計2,500万円/年) 最大3年間	-	-	30万円/人		-
田 布 施 町	田布施町サテライトオフィス等誘致推進補助金	・新規雇用3人以上	10/10以内 (上限24万円/年) 最大3年間	10/10以内 (上限120万円/年) 最大3年間	-	-	-	施設改修費用の10/10以内 (上限500万円、下限200万円)
周 南 市	情報・通信産業支援補助金	・対象地域内 ・新規雇用 5人以上 (操業開始後の雇用期間が1年以上)	1/2以内 (上限 合計2,000万円/年) 最大3年間、(研修費については初年度)	-	-	30万円/人 (3年間) ※1	15万円/人 (3年間) ※1	※1 上限合計3,000万円/年
山 口 市	情報関連産業等支援補助金 情報関連産業等雇用促進補助金	・市内在住の従業員数5人以上	1/2以内 (上限 合計2,000万円/年) 最大3年間 ※投下固定資産総額が3,000万円以上、新規雇用従業員数が30人以上の場合は、限度額は年間5,000万円	-	-	40万円/人 (新卒者50万円/人) ※2	30万円/人 ※2	※2 雇用助成の対象は、新たに雇用された市内在住の者で、雇用期間1年以上
山 口 市	情報関連産業等施設整備補助金	・情報関連産業等支援補助金、情報関連産業等雇用促進補助金の対象となる企業が進出するオフィスビル等	-	-	-	-	-	OAフロア化、高速通信回線導入に要した費用の1/2を補助 (上限 200万円/年)
宇 部 市	情報・通信産業等立地促進補助金	・市外事業者が、市内に新しく事業所を開設 ・法人活動実績3年以上 ・新規雇用 5人以上 (市内在住の者で、操業開始後の雇用期間が1年以上)	1/2以内 (上限 合計2,000万円/年) 最大3年間	-	-	30万円/人 (上限 3,000万円)		-
下 関 市	企業立地促進条例に基づく奨励金	・新規常用従業員5人以上 ・市内在住の者で操業開始後の雇用期間が1年以上 ・5年以上操業	1/2以内 (上限 2,000万円/年) 最大3年間	-	-	65万円/人 ※上限あり	30万円/人 ※上限あり	-
下 関 市	オフィス環境整備事業促進補助金	・オフィス面積が30㎡以上 ・事業が完了した日から1年以内にオフィスとして使用	-	-	-	-	-	オフィス(同フロアのトイレ等も対象)の環境整備に係る費用の1/2を補助(上限500万円)
萩 市	萩市IT・サテライトオフィス誘致推進補助金	・新規雇用 5人以上 (操業開始後1年間の雇用実績)	1/2以内 (上限2,500万円/年) 最大3年間	-	-	30万円/人(市内在住者) (上限なし)		施設改修経費 1/2以内(上限500万円以内) ※開設決定から本格操業開始半年以内